

成年後見制度

活用検討 ハンドブック

～支援者のみなさまへ～



富士市福祉部高齢者支援課・障害福祉課

ハンドブックの活用方法について

判断能力が十分でない方は、自分の権利が十分に行使できない、また権利侵害にあう可能性が常にあります。

支援者であるあなたが、今支援している方の権利を守るための一つの方法として成年後見制度があります。

必要な時に、必要な制度に結びつけることができるよう、適切な成年後見制度の活用をお考えください。

1 成年後見制度活用検討チェックシート

- 契約行為・財産管理等の課題がある場合は、成年後見制度の活用の前に、日常生活自立支援事業の利用を検討することができます。
- チェックシートでは、日常生活自立支援事業と成年後見制度の支援内容について作成されていますので、活用検討の際役立ちます。「チェックシート使用時の留意事項」(4, 5ページ)を参考にしながら、ご使用ください。



2 成年後見制度活用検討フローチャート

- 支援者が様々な相談を受ける中で、契約行為・財産管理等の課題がある場合は、どのような流れで成年後見制度活用を検討すべきか示しています。(6ページを参考にしてください。)
- ハンドブックや調査票を用いながら、検討を進めます。



3 成年後見制度及び日常生活自立支援事業にかかる調査票

- 具体的に成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用が望ましいと考えられる場合は、7, 8ページの権利擁護にかかる調査票を作成し、職場内・関係機関で情報共有を行います。

成年後見人等の具体的な職務内容

- 成年後見人等は、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援します。

【成年後見人等ができること】	【成年後見人等ができないこと】
<p>(財産管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆預貯金通帳、印鑑の管理 ◆預貯金の管理、年金や給与の受取り、公共料金・税金の支払い等 ◆不動産の管理、処分 ◆遺産分割 ◆本人が自身に不利益となる契約を組んでしまった場合の取り消し <p>(身上保護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活の見守り ◆本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い ◆健康診断等の受診、治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い ◆福祉施設の入退所契約の締結、費用の支払い ◆介護保険制度や障害者サービスの利用契約、サービス内容の確認、見守り ◆リハビリ等に関する契約の締結、費用の支払い 	<p>(財産管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆利殖等を目的とした資産運用 ◆財産の贈与 ◆親族や第三者が支払うべき費用の立替えまたは支払いなど、本人の利益にならない費用の支払い ◆本人の利益にならない債務保証、財産放棄 ◆日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使 <p>(身上保護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆買物・通院同行などの事実行為 ◆医療行為に対する決定及び同意（検査、治療行為などの、与薬、注射、輸血、放射線、手術等） ◆入院や施設入所の際の身元保証人・身元引受人 ◆健康診断、施設入所などを本人の意思に反して強制的に行うこと ◆一身専属的行為（遺言、養子縁組、結婚、離婚等） ◆居住する場所の指定（居場所指定権）

※成年後見人による死後事務について

成年後見人による死後事務については、事務を行うことができる範囲、要件が民法で定められております。死後事務の必要性が生じた時に、成年後見人が家庭裁判所に相談、許可を得た上で行うことができます。また、保佐、補助には死後事務は認められていません。

（民法 873 条の 2：令和元年 6 月 14 日公布改正）

成年後見制度活用検討チェックシート

令和 年 月 日

【利用者名】 _____

【記入者名】 _____

成年後見制度の活用が望ましいと思われる要件

1の☆の項目に該当し、2,3の☆の項目に該当する場合は、日常生活自立支援事業でも対応可能と考えられます。1の☆の項目に該当した場合でも、2,3の□の項目で1つでも該当する場合は、成年後見制度の活用をご検討ください。1の□の項目で該当する場合は、その時点で成年後見制度の活用をご検討ください。

1. 判断能力

① 何らかの認知症、知的障害、精神障害を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。(補助相当)	☆
② 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる。(保佐相当)	☆
③ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ介護を必要とする。(後見相当)	□

2. 財産管理

① 日常的な金銭管理に支援が必要。	☆
② 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。	☆
③ 年金・手当等の受取り手続きが必要。	☆
④ 生命保険などの請求の手続きが必要。	□
⑤ 税金の申告が必要。	□
⑥ 賃貸借契約の手続きが必要。	□
⑦ 高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。	□
⑧ 不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要。	□
⑨ 借金をしたり、他人の保証人になってしまう。	□
⑩ 借金の整理、ローンの返済が必要。	□
⑪ 遺産相続の手続きが必要。	□
⑫ 裁判所の手続きが必要。	□

3. 身上保護

① 介護保険サービスや福祉サービス等の各種契約内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。	☆
② 介護保険サービスや福祉サービス等の各種契約内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。	□

特記事項

成年後見制度活用検討チェックシート使用時の留意事項

チェックシートの視点

- 後見相当で判断能力が全くない方は、日常生活自立支援事業や各種契約をすることはできませんので、成年後見制度による支援が必要となります。
- 親族などの支援者がいない、またいても高齢・遠方である場合は、将来の金銭管理や入院・入所等の契約に備えるために、予防的な活用も視野に入れて、成年後見制度の利用を検討する必要があります。
- 判断能力の程度に応じて、成年後見制度もしくは日常生活自立支援事業の利用が考えられます。

成年後見制度に関する留意事項

- 成年後見制度は、一度審判されると本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻すか、お亡くなりになるまで続きます。

日常生活自立支援事業に関する留意事項

- 1 判断能力…日常生活自立支援事業の契約については、
 - (1) 契約能力（年金等がどの通帳に入金されているか答えることができるなど）
 - (2) 本人の利用意向
 - (3) 契約の必要性を確認のうえ、締結することになります。
- 2 日常的金銭管理…日常生活自立支援事業における日常的な金銭管理は日常生活の範囲内に限られています。また、取消権がないため悪徳商法の被害などによる対応については、限界があります。
- 3 福祉サービスの利用援助…日常生活自立支援事業では、福祉サービスの契約に不安がある場合、サービス利用にあたっての手続きや支払いをお手伝いします。しかし、福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要な場合は、日常生活自立支援事業の範囲を超える事項になるため、成年後見制度の導入が必要になります。
※原則、福祉サービスをこれから利用する方、もしくはすでに利用されている方が対象となります。

成年後見制度活用検討フローチャート支援者用

各種相談支援機関（地域包括支援センター、相談支援事業所等）⇒アセスメント⇒生活上の課題整理、入所施設・病院（入院）

契約行為・財産管理等の課題あり

契約行為・財産管理等の課題なし

成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用を検討

他の支援制度へ

1 事前準備 成年後見制度及び日常生活自立支援事業にかかる調査票の作成
（本人の判断能力、日常生活・経済状況等を把握し、支援者間で情報共有）

2 各事業所内、病院で申立ての必要性の検討

各事業所内で判断に迷うケース

判断に迷わないケース

（成年後見支援センター、
直営包括、障害福祉課へ相談）

3-1 中核機関による事前調整会議
（申立ての必要性、他支援制度の必要性検討）

他制度必要あり

日常生活自立支援事業の検討
他の支援制度利用

再アセスメントが必要な場合

↓ 後見制度の申立て必要性あり

3-2 中核機関による事前調整会議（申立人の検討）

本人申立	親族申立	市長申立
本人が… <input type="checkbox"/> 申立を行う判断能力を有している <input type="checkbox"/> 申立の必要性を理解できる <input type="checkbox"/> 申立の意思がある <input type="checkbox"/> 申立手続きを進めることができる （代理申立利用・申立支援で行ける場合も含む）	4親等以内の親族が… <input type="checkbox"/> いることがわかっていて <input type="checkbox"/> 本人の状況を把握することができる <input type="checkbox"/> 申立の必要性を理解できる <input type="checkbox"/> 申立の意思がある <input type="checkbox"/> 申立手続きを進めることができる （代理申立利用・申立支援で行ける場合も含む）	● 64歳以下の障害者は障害福祉課へ ● 65歳以上の方は高齢者支援課へ

親族状況不明

すべての場合は
本人申立へ

すべての場合は
親族申立へ

庁内判断会議

4 申立支援
状況に応じて弁護士・司法書士の専門団体等の紹介を行う。
場合によっては支援者が連携し、申立て手続きを支援。

5 中核機関による受任調整会議
本人の生活状況、解決すべき課題に応じて、適切な後見人等候補者を検討

親族 第三者（専門職、法人、法人〔市民後見人を見据えた〕）

後見人等候補者がいない場合
センターに提出

6 申立人による後見開始の審判申立て（家庭裁判所による調査・鑑定 ⇒ 審判 ⇒ 審判の確定・登記）

既に後見人等候補者がいる場合

後見人等、被後見人等を含めた申立人（支援者）による引継会議開催＝チームによる支援の形成

後見人等による活動開始

- ・被後見人等への訪問
- ・被後見人等の意思決定支援（チームに相談）
- ・各担当者会議、ケース会議に参加（チームによる支援の方向性確認）
- ・年1回家庭裁判所に活動報告書を提出
（監督人が就いている場合は監督人の指示により定期報告書等を提出）

成年後見制度及び日常生活自立支援事業にかかる調査票

記入年月日	年 月 日 ()	所属名	
記入者		連絡先 (TEL)	

相談者		本人との続柄	
		連絡先 (TEL)	
本人基本項目	フリガナ		M・T・S・H
	氏 名	(男・女)	生年月日 年 月 日 () 歳
	住 所 (住民票上)	電話 (自宅等)	(携帯等)
	居住地 (現住所)	電話 (自宅等)	(携帯等)
	障害と その程度	1 高齢者[A 未申請 B 申請中 C 認定済 [a 要支援 () b 要介護 ()]] 2 知的障害者[療育手帳 A B なし] 3 精神障害者[保健福祉手帳 1級 2級 3級 なし] 4 身体障害者[手帳 あり () 種 () 級 () なし] (障害名 ())	
	財産状況	収入総額 月 円 1 年金 円 2 生活保護 円 3 給与 円 4 その他 () 円	支出総額 月 円 1 家賃 円 2 福祉サービス利用料 円 3 生活費 (食費等) 円 4 その他 () 円
支援が必要な 状況・経緯	1 財産管理 2 身上保護 3 虐待及び権利侵害 4 その他		
権利擁護の利用に 関する本人の意思			
本人健康情報	健康状態	病 気 (あり ・ なし) ありの場合、病気の症状 () 既往歴 (あり ・ なし) ありの場合、病名 () かかりつけ医 (あり ・ なし) ありの場合、病院名 () 成年後見申立の診断書作成依頼 (可 ・ 不可 ・ 要調整)	
	ADL	(心身の状況) (日常生活の状況) 【長谷川式等】 点 (診断日 年 月 日) 【障害高齢者の日常生活自立度】 自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 【認知症高齢者の日常生活自立度】 自立 I II _a II _b III _a III _b IV M 【障害支援区分】 なし 区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6	
福祉・介護サービス 利用状況			
日常生活自立支援 事業の利用	1 利用していない 2 申込み中 3 利用している (年 月頃から) → サービス内容 (金銭管理 ・ 書類等の預かり)		

本人の能力	※あてはまるものに○、あてはまらないものに×、その時々で違う場合は△をつけてください。 () 氏名を答えられる () 年齢を正確に答えられる () 今日の日付を答えられる () 今何時か(時計)がわかる () 今どこに居るかがわかる () 直近の食事内容を答えられる () 入浴が自力でできる () 排泄が自力でできる () 火の後始末ができる () 一人で買い物ができる () 簡単な足し算・引き算ができる () 部屋の片付けができる					
家族情報	氏名	続柄	年齢	交流状況	申立の意向	家族構成図
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
	緊急連絡先(氏名)		続柄			()
(TEL)		携帯			()	
(住所)					()	
本人と家族の関係性						
キーパーソン 氏名・年齢・続柄	問題解決の協力者 <input type="checkbox"/> あり・ <input type="checkbox"/> なし・ <input type="checkbox"/> 不明					
	(ありの場合 氏名: 年齢: 続柄:)					
	申立人候補者(4親等内の家族) <input type="checkbox"/> あり・ <input type="checkbox"/> なし・ <input type="checkbox"/> 不明					
(ありの場合 氏名: 年齢: 続柄:)						
望ましい成年後見人等候補者 <input type="checkbox"/> あり・ <input type="checkbox"/> なし・ <input type="checkbox"/> 判断つかず						
(ありの場合) A 親族 B 専門職 C 法人後見 D 市民後見人 E その他(知人等)						
後見の種類 (主治医意見書または長谷川式等からの推測)及び内容等	<input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助 ※最終的には医師診断書により決定 (必要と見込まれるものにし点) <input type="checkbox"/> 財産管理 <input type="checkbox"/> 裁判所の手続 <input type="checkbox"/> 預貯金の払出し、契約 <input type="checkbox"/> 訪問販売等の契約の取消し <input type="checkbox"/> 保険金の受領 <input type="checkbox"/> 不動産処分 <input type="checkbox"/> 遺産分割 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 施設入所、病院入院の契約締結 ()					
特記事項						

各事業所内で申立の必要性について検討(ケース会議等)(年 月 日開催)	
(参加メンバー)	
(検討内容)	
成年後見制度利用の必要性の有無	1あり 2なし → (日常生活自立支援事業の必要性の有無 あり なし) 3判断つかず
今後の対応	(1の場合) <input type="checkbox"/> 親族申立の支援 <input type="checkbox"/> 司法専門職へ依頼 <input type="checkbox"/> 市長申立の相談(戸籍調査依頼) ※後見人等候補者がいない場合は中核機関による受任調整会議を開催 (2の場合) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会へ依頼 <input type="checkbox"/> 他制度・サービスの利用 <input type="checkbox"/> その他() (3の場合) → 中核機関による事前調整会議開催(成年後見支援センターまたは直営包括へ相談)

